

都道府県・指定都市・中核市名 千葉県

本件担当者連絡先	
部署名:	健康福祉部 児童家庭課
担当者名:	保育推進班
電話番号:	043-223-2324
E-mail:	katei5@mz.pref.chiba.lg.jp

1. 設置主体別施設数

区 分	施設数 (届出対象施設)	設置主体区分別内訳								備考	
		地方公共団体	社会福祉法人	社団・財団・日赤	医療法人	民間会社	その他法人	個人	その他		
事業所内 保育施設	院内保育施設	84 (0)	6 (—)	5 ()	1 ()	58 ()	6 ()	5 ()	1 ()	2 ()	
	その他	79 (0)	— (—)	3 ()	— ()	— ()	76 ()	— ()	— ()	— ()	
	小 計	163 (0)	6 (—)	8 (0)	1 (0)	58 (0)	82 (0)	5 (0)	1 (0)	2 (0)	
他 の 認可外 保育施設	ベビーホテル (夜間・宿泊)	33 (33)	— (—)	— ()	— ()	— ()	14 (14)	1 (1)	18 (18)	— ()	
	ベビーホテル (一時預かり)	12 (12)	— (—)	— ()	— ()	— ()	5 (5)	1 (1)	6 (6)	— ()	
	その他	96 (96)	— (—)	— ()	— ()	— ()	43 (43)	9 (9)	44 (44)	— ()	
	小 計	141 (141)	0 (—)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	62 (62)	11 (11)	68 (68)	0 (0)	
合 計	304 (141)	6 (—)	8 (0)	1 (0)	58 (0)	144 (62)	16 (11)	69 (68)	2 (0)		

- 注 1) 「事業所内保育施設」とは、事業主や共済組合等が、雇用する労働者や構成員等の乳幼児を保育するために設置する施設をいう。
 2) 「院内保育施設」とは、病院関係の業種の事業所内保育施設をいう。
 3) 「ベビーホテル(夜間・宿泊)」とは、午後8時から午前7時までの時間帯の全部又は一部の時間帯に開設しているものをいう。
 「ベビーホテル(一時預かり)」とは、「ベビーホテル(夜間・宿泊)」を除き、午前7時から午後8時までの時間帯の全部又は一部の時間帯に開設しているもので、一時預かりをしているものをいう。
 (ただし、一時預かりについては、都道府県が確認できた日における利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めている場合をいう。)
 4) この調査には、保育者自身の居宅において、主として低年齢児の保育を行う者(いわゆる保育ママ)は含まない。
 5) この調査には、へき地保育所(へき地の児童を保育する施設であって、都道府県知事等の認可を受けてないものをいい、国庫補助対象施設のほか地方単独で設置している施設を含む)を含まない。
 6) 「設置主体別内訳」のうち、「民間会社」、「その他法人」については、次のようなものを分類すること。
 ・民間会社 : 株式会社、有限会社等、商法に基づいて設立されたもの
 ・その他法人 : 宗教法人、学校法人、NPO法人、独立行政法人等
 7) 設置主体区分を「その他」に分類した施設については、設置主体名を備考欄に記入すること。
 8) ()内には児童福祉法第59条の2第1項の規定により知事等への届出が義務づけられている施設数を再掲すること。

2. 年齢別入所児童数

区 分	入所児童数	年 齢 区 分 別 内 訳							備考
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	学童	不明	
事業所内 保育施設	院内保育施設	2,015	266	487	431	286	385	160	
	その他	610	29	126	208	144	94	9	
	小 計	2,625	295	613	639	430	479	169	0
他 の 認可外 保育施設	ベビーホテル (夜間・宿泊)	843	100	208	213	126	184	12	
	ベビーホテル (一時預かり)	275	22	67	75	54	49	8	
	その他	2,346	171	549	578	480	510	58	
	小 計	3,464	293	824	866	660	743	78	0
合 計	6,089	588	1,437	1,505	1,090	1,222	247	0	

- 注 1) 3月31日の利用児童数ではなく、在籍児童数を記入すること。